

新 旧 対 新 高知県理容師法施行細則（抜粋）	照 表 旧 高知県理容師法施行細則（抜粋）
<u>（理容所確認証の書換え交付）</u> <u>第2条の2 法第11条第2項の規定による届出事項の変更の届出又は法第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出をした者は、当該理容所の所在地を管轄する保健所長に条例第3条の規定により交付された理容所確認証（以下「理容所確認証」という。）の書換え交付を申請することができる。</u>	
（理容所確認証の再交付） 第3条 <u>理容所確認証を破り、汚し、又は失ったときは、当該理容所の開設者は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第11条の2の規定による確認の権限を委任された当該理容所の所在地を管轄する保健所長に理容所確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由が理容所確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。</u> 2 前項の場合において、理容所確認証の再交付を受けた後、失った理容所確認証を発見したときは、速やかにこれを当該理容所確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。	（理容所確認証の再交付の申請等） 第3条 <u>条例第3条の規定により交付された理容所確認証（以下「理容所確認証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、当該理容所の開設者は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事から法第11条の2の規定による確認の権限を委任された当該理容所の所在地を管轄する保健所長に理容所確認証の再交付を申請することができる。この場合において、その理由が理容所確認証を破り、又は汚したものであるときは、これを添付しなければならない。</u> 2 前項の場合において、理容所確認証の再交付を受けた後、失った理容所確認証を発見したときは、速やかにこれを当該理容所確認証を交付した保健所長に返納しなければならない。
（様式） 第5条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。	（様式） 第5条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第19条第1項に規定する届出書 別記第1号様式

(2) 理容所確認証 別記第2号様式

(2)の2 第2条の2の規定に基づく理容所確認証の書換え交付
の申請書 別記第2号様式の2

(3) 第3条第1項の規定に基づく理容所確認証の再交付の申請
書 別記第3号様式

(4) 省令第20条に規定する届出書 別記第4号様式

(5) 法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出書 別記
第5号様式

(6) 条例第4条第1号に規定する証明書 別記第6号様式

(6)の2 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による理容所の
開設者の地位の承継の届出書 別記第6号様式の2

(7)～(12) 略

(1) 省令第19条第1項に規定する届出書 別記第1号様式

(2) 理容所確認証 別記第2号様式

(3) 第3条第1項の規定に基づく理容所確認証の再交付の申請
書 別記第3号様式

(4) 省令第20条に規定する届出書 別記第4号様式

(5) 法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出書 別記
第5号様式

(6) 条例第4条第1号に規定する証明書 別記第6号様式

(7)～(12) 略